

指名停止措置状況（令和7年4月1日以降）

| No. | 業者名 | 所在地 | 期 間 | 理 由 |
|-----|------------------------------|--------|-------------------------------|--|
| 1 | ㈱金山組 | 尼崎市 | 令和6年11月13日 ～ 令和7年11月12日（12ヶ月） | 企業団職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕されたため。 〈企業団基準 §2-1、別表3-1-7〉 |
| 2 | ㈱かんでんエンジニアリング | 大阪府大阪市 | 令和7年3月14日 ～ 令和7年6月13日（3ヶ月） | 国土交通省近畿地方整備局から、建設業法第28条第1項に基づく指示処分及び同条第3項に基づく営業停止処分を受けたため。 〈企業団基準 §2-1、別表3-6-2-㌿〉 |
| 3 | D a i g a s ガスアンドパワーソリューション㈱ | 大阪府大阪市 | 令和7年11月5日 ～ 令和8年2月4日（3ヶ月） | 大阪府知事から建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けたため。 〈企業団基準 §2-1、別表3-6-2-エ〉 |
| 4 | フジオックス㈱ | 東京都荒川区 | 令和8年3月26日 ～ 令和9年3月25日（12ヶ月） | 次亜塩素酸ナトリウム、苛性ソーダの入札に関し、落札候補者にもかかわらず [※] 正当な理由がなく辞退をしたため。 〈企業団基準 §10に基づき別表1-5-1準用〉 |
| 5 | ㈱大林組 | 東京都港区 | 令和8年3月27日 ～ 令和8年4月26日（1ヶ月） | 中央新幹線第4南巨摩トンネル新設（東工区）において、労働基準監督署へ虚偽陳述をしたことにより、労働安全衛生法違反で令和8年3月24日に罰金刑の略式命令を受けたため。 〈企業団基準 §2-1、別表3-7-2-エ〉 |